

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表

地区名		1 古里港、町田、野母漁港	2 以下宿、黒浜、長瀬、大籠、長崎港（香焼）、岳路、鯨兵、野野串漁港、蚊焼漁港、深堀漁港、	3 香焼西、香焼北、長崎港（香焼）	4 西、端島、高島港（高島、端島）、南風泊漁港	5 伊王島後、沖ノ島西、仙崎、伊王島港、伊王島前、銭瓶、幸尻、沖ノ島漁港
ブロック区分の根拠		東シナ海と北西方向に面する山付海岸で、合間の低地部に砂浜が存在する。	東シナ海と北西方向に面し、沖合に離島の存在する山付海岸で、合間の低地部に砂浜が存在する。	東シナ海と北西方向に面し、背後地が香焼町及び埋め立て地である。	三和町西方に位置する東シナ海に浮かぶ島（高島）である。	香焼町西方に位置する東シナ海に浮かぶ島（伊王島）である。
海岸の状況	海岸の状況	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設
	背後地の状況	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、工業地、森林、道路、その他	宅地、農地、工業地、森林、道路、その他	宅地、工業地、道路、その他	宅地、農地、商業地、工業地、森林、道路、その他
	波浪等による被害	越波・飛沫（古里港）	越波・飛沫（長瀬）、海岸侵食（黒浜、長瀬）	越波・飛沫（長崎港（香焼）、香焼西、香焼北）、飛砂（香焼北）、海岸侵食（香焼北）	越波・飛沫（西）	海岸侵食（沖ノ島西、伊王島港）
水質	海域のCODの適合状況（平成4～13年度水質測定結果）	平成4, 5, 6, 7, 9, 13年度以外は基準に適合（野母漁港：A類型）、高浜海水浴場（判定：AA）	平成6年度以外は基準に適合（蚊焼漁港：A類型）、基準に適合（大籠沖：A類型）、岳路海水浴場（判定：A）	基準に適合（内港口、突提間：B類型）、基準に適合（香焼西漁港：A類型）、平成11年度以外は基準に適合（臨海工業沖：A類型）	高島町海水浴場（判定：AA）	コスタ・デル・ソル（判定：AA）
	環境の整備と保全	貴重な植物：特定植物群落 ：重要な植物 海岸林、鳥獣保護区：海岸林（町田、古里） 貴重な動物：昆虫類 ：鳥類 ：両生類・爬虫類等 海域生態系：藻場	マボウガ 海岸林（以下宿、黒浜、鯨浜、蚊焼、長瀬） クロギ、トモガモ ヤマトマエビ 藻場：イングリ島、野々串、以下宿、網掛岩、黒浜西、田子島、岳路北、野島西、黒島西、黒島北、タン崎南、タン崎、長瀬、大籠、大籠	海岸林（香焼西、香焼北） ヤマトマエビ トモガモ 藻場：横島	海岸林（西、端島） 藻場：中ノ島、高島北	海岸林（伊王島、沖ノ島西、伊王島後） 藻場：馬込、遠見岳南、沖ノ島、出崎鼻、真鼻
海岸景観	自然景観資源	権現山（隠けい砂州）、高浜海水浴場（日本の水浴場88選、日本の渚百選）	◎	○	△	◎
	景観地区指定等	野母崎半島県立公園	◎	○	△	◎
	総合評価	◎	◎	○	◎	◎
公衆の適正な利用	観光資源		野母崎の姿は美しい岩露出地（夫婦岩）、野母崎の姿は美しい岩露出地（網掛岩）			伊王島灯台旧吏員退息所
	レクリエーション施設	◎	◎	◎	◎	◎
	行祭事・イベント		祇園祭、ベロン大会（蚊焼）		UMBOUTin高島（南風泊）	マフエスタ（伊王島前）、ベロン大会（沖ノ島）
	漁業	◎	◎	◎	△	◎
	漁港の種類	◎	◎	◎	△	◎
	養殖場等の漁業施設	◎	◎	◎	△	◎
	港湾の種類	◎	◎	◎	◎	◎
市街地の有無	◎	◎	◎	◎	◎	
背後地	◎	◎	◎	◎	◎	
生活利用	◎	◎	◎	◎	◎	
教育利用	◎	◎	◎	◎	◎	
総評点数/総合評価	◎	◎	◎	◎	◎	◎
海岸の保全に関する考え方	◎	◎	◎	◎	◎	◎
貴重な動物等や海岸景勝等の環境面と、海水浴場や漁港の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	◎	◎	◎	◎	◎	◎
貴重な動物等の環境面と、海水浴場や港湾等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	◎	◎	◎	◎	◎	◎
自然景観資源等の環境面と、イベントや教育等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	◎	◎	◎	◎	◎	◎
海水浴場等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	◎	◎	◎	◎	◎	◎

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表

地区名		6 長崎港（小ヶ倉・毛井首、小瀬戸・木鉢、神ノ島）、深堀漁港	7 長崎港（福田、小江）、福田漁港、手熊漁港、式見漁港、相川漁港	8 長崎漁港	9 櫻山、道徳口福、塚堂、神ノ浦港、瀬戸港（雪ノ浦）、梶原、黒崎漁港、出津漁港、塚堂漁港	10 瀬戸港（浜、櫻ノ浦、福島）	
ブロック区分の根拠		長崎港を中心とした地域であり、湾口は南西を向く。湾奥の背後地は長崎市街を背する。	東シナ海と南西方向に面する山付海岸で、合間の低地部に漁港が点在する。	新長崎漁港を中心とした地域であり、湾口は南西を向く。湾内に第三種漁港である三重漁港が存在する。	東シナ海と南西方向に面する山付海岸で、合間の低地部に砂浜が点在する。	松島に挟まれた松島水道に面する地域である。	
海岸の現況	海岸の状況	人工施設	砂浜または磯浜、岩礁、人工施設	岩礁、人工施設	砂浜または磯浜、岩礁、人工施設	砂浜または磯浜、岩礁、人工施設	
	背後地の状況	宅地、工業地、道路、その他	宅地、商業地、工業地、道路、その他	宅地、農地、森林、その他	宅地、森林、道路、その他	宅地、工業地、道路、その他	
	波浪等による被害	越波・飛沫（長崎港（小ヶ倉・毛井首、神ノ島））、あびき（長崎港）	越波・飛沫（相川）、飛砂（相川）		越波・飛沫（塚堂、出津、瀬戸港（雪ノ浦））、海岸侵食（道徳口福、塚堂、梶原）	越波・飛沫（瀬戸港（浜、櫻ノ浦））	
水質	海域のCODの適合状況（平成4～13年度水質測定結果）	基準に適合（内港口、突堤間：B類型）、基準に適合（港口：A類型）	柿泊天弁白浜海水浴場（判定：AA）		基準に適合（神ノ浦港：A類型）、雪ノ浦海水浴場（判定：AA）	基準に適合（瀬戸港：A類型）	
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物：特定植物群落 ：重要な植物	ハマシジ	コナシ		サコウラン、ハマシジ	
		海岸林、鳥獣保護区	大久保山鳥獣保護区	神楽島鳥獣保護区、海岸林（長崎港（福田、小江）、手熊、白浜）	海岸林（櫻山）		
		貴重な動物：昆虫類	ヤマトシマツバキ、ネ、タイワンバシジミ、クワバシジミ	カミトシバ、クワバシジミ、タイワンバシジミ、ヤマトシマツバキ	ヤマトシマツバキ	クワバシジミ	
		：鳥類	トモエガモ	カササギ、カンムリサシズメ、トモエガモ	トモエガモ	カササギ、トモエガモ	トモエガモ
	：両生類・爬虫類等	ヤマトヌマエビ、シロマダラ	ヤマトヌマエビ	アサギマ（回遊）	ニシヤリ、ハクセンオオササギ、カネコフシガキ、ヤマトヌマエビ、オカゼンハゼ、オノハゼ、トラフグ（来遊）	ニシヤリ、トラフグ（来遊）、マナゴイ（来遊）	
海域生態系：藻場		藻場：福田、柿泊、浄水場沖、蝶ヶ崎、下何、鍋崎	藻場：平瀬、平瀬西、三重口、三重浦、畦沖、大瀬、東櫻山	藻場：仏崎、永田浜、小城鼻、オラビ瀬、田頭			
海岸景観	自然景観資源		福田崎（海食崖）、神楽島（海食崖）				
	景観地区指定等	野母崎半島県立公園	野母崎半島県立公園	西彼杵半島県立公園	西彼杵半島県立公園	西彼杵半島県立公園	
総合評価		◎	◎	◎	◎	◎	
公衆の適正な利用	観光レク	観光資源					
		レクリエーション施設	◎ サンセットマリナー	◎	△ 大野浜海浜公園、雪浦海浜公園、雪ノ浦海水浴場	◎	
		行祭事・イベント	ペーロン大会、帆船まつり、ながさきみなとまつり	ペーロン大会		ペーロン大会	
	漁業	漁港の種類	◎ 深堀：第一種漁港、長崎（長崎）：特定第三種漁港	◎ 長崎（三重）：特定第三種漁港	◎ そとめ：第一種漁港、塚堂：第一種漁港	○	
	養殖場等の漁業施設	小規模増殖場、マガイ	地先型増殖場	広域増殖場、ウメ			
港湾	港湾の種類	◎ 長崎港（重要港湾）	◎	△ 神ノ浦港（地方港湾）、瀬戸港（地方港湾）	◎ 瀬戸港（地方港湾）		
背後地	市街地の有無	長崎市街	福田、式見、相川	三重	神ノ浦、雪浦	瀬戸	
	生活利用	◎ 日常生活利用（深堀）	◎ 日常生活利用（白浜）	○	○	○	
	教育利用				遠足（梶原）		
	総評点数/総合評価	12点 ◎	11点 ◎	7点 ○	10点 ◎	10点 ◎	
海岸の保全に関する考え方		貴重な動植物等の環境面と、イベントや漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面と、イベントや港湾等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面と、漁港等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面と、教育や海水浴場等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	貴重な動植物等の環境面と、イベントや漁業施設等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表

地区名		11 ゼゼガ浦ニン崎、池島、松島港（西泊、釜ノ浦）、池島港	12 高帆浦、柳、江切漁港	13 呼子（中浦北、中浦北郷）、大瀬戸柳港、七ツ釜港（中浦、伊佐ノ浦、島崎、久保里）	14 太田和黒口、本郷、太田和港、面高港（天久保、宮ノ浦、面高）、天久保、後浜	15 白浜高麗バエ、中戸、鶴崎中戸、肥前大島港（馬込、葎島、寺島、徳万、丸田）、崎戸港（御床島、本郷、浄心、蛸ノ浦、丸田）、柿田崎、中ノ島、大田尾向、黒瀬漁港、中戸漁港、太中戸漁港、塩田漁港、大島漁港					
ブロック区分の根拠		大瀬戸町西方に位置する東シナ海に浮かぶ島（松島、池島）である。	東シナ海と西方向に面する山付海岸で、合間の低地部に漁港が点在する。	大島に挟まれた呼子瀬戸に面する地域であり、入り江が多い。	東シナ海と北西方向に面する山付海岸で、入り江が多い。	西海町西部に位置する東シナ海に浮かぶ島（大島、崎戸島）である。					
海岸の現状	海岸の状況	砂浜または礫浜、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、干潟、岩礁、人工施設	干潟、岩礁、人工施設	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設					
	背後地の状況	宅地、農地、工業地、森林、道路、その他	農地、森林、道路	宅地、農地、森林、道路、その他	宅地、農地、道路、その他	宅地、農地、商業地、工業地、森林、道路、その他					
	波浪等による被害	越波・飛沫（ゼゼガ浦ニン崎、池島、池島港）	越波・飛沫（高帆浦、柳）	越波・飛沫（大瀬戸柳港、七ツ釜港（中浦、久保里））	越波・飛沫（太田和黒口、天久保、面高港（面高））、海岸侵食（天久保）	越波・飛沫（肥前大島港（葎島）、崎戸港（本郷、丸田）、黒瀬）					
水質	海域のCODの適合状況（平成4～13年度水質測定結果）			柳海水浴場（判定：AA）	平成10年度以外は基準に適合（面高港：A類型）、基準に適合（太田和港：A類型）	基準に適合（馬込港、崎戸港：A類型）					
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物：特定植物群落									
		：重要な植物	キョウラン	シハナ、ハマボウ	キョウラン、ハマボウ	キョウラン	ハマシホウ、キョウラン				
		海岸林、鳥獣保護区	大霧島・小霧島、母子島鳥獣保護区	海岸林（高帆浦、柳、三年ヶ浦、平倉、江切、出口）		海岸林（面高港（面高））					
		貴重な動物：昆虫類	クロウバ・ミンシメ				ベッコウトンボ				
	：鳥類		トモエガモ	ミヨコ（飛来）、トモエガモ	トモエガモ						
：両生類・爬虫類等	カブトガニ、トラフグ（来遊）、マナボウ（来遊）	アカリガメ、ウツセミオオカメ、カネコフシガニ、トラフグ（来遊）、マナボウ（来遊）、カブトガニ	ニシヤモリ、トラフグ（来遊）、マナボウ（来遊）		カブトガニ、トラフグ（来遊）、マナボウ（来遊）						
海域生態系：藻場			藻場：抑浦、南串島、中浦、釜敷浜	藻場：池崎、松山崎、曲り鼻、寄船鼻	藻場：片瀬、片島、遠見浦西岸、三ツ瀬、寺島上、横島東浜、横島南、ナガ瀬、平瀬、白浜、西長谷、大島西岸、西中戸、中戸瀬戸、平島、御床島北、崎戸本郷、本郷						
海岸景観	自然景観資源	松島城ノ鼻（海食崖）									
	景観地区指定等	西彼杵半島県立公園	西彼杵半島県立公園	西彼杵半島県立公園	西海国立公園	西彼杵半島県立公園					
総合評価		◎	◎	◎	◎	◎					
公衆の適正な利用	観光レク	観光資源									
		レクリエーション施設		△	△	△	△				
		行祭事・イベント					ペーロン大会、トライアスロン大会				
	漁業	漁港の種類	△	江切：第一種漁港	○		塩田：第一種漁港、大島：第一種漁港、黒瀬：第一種漁港、中戸：第一種漁港、太中戸（太田尾）：第一種漁港、太中戸（中戸）：第一種漁港				
	養殖場等の漁業施設		あこや	あこや	グリ	あこや、グリ、ワカ					
港湾	港湾の種類	◎	松島港（地方港湾）、池島港（地方港湾）	△	大瀬戸柳港（地方港湾）、七ツ釜港（地方港湾）	○	太田和港（地方港湾）、面高港（地方港湾）	○	肥前大島港（地方港湾）、崎戸港（地方港湾）		
背後地	市街地の有無					面高					
	生活利用	△		△	日常生活利用（柳）	○	日常生活利用（太中戸、柿田崎、黒瀬、太田尾向、塩田、大島）				
	教育利用				遠足（柳）		貴重種保存（鶴崎中戸）、海岸学習（中戸）				
総評点数/総合評価		6点	△	5点	△	9点	○	7点	○	12点	◎
海岸の保全に関する考え方		貴重な動植物等や海岸景勝地等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な動植物等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な動植物等の環境面と、海水浴場等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な動植物等の環境面と、港湾等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		貴重な動植物等の環境面と、イベントや教育等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

表-3.3 ブロック毎の特性一覧表

地 区 名		16 畑尻、西の平、黒南風、矢坪、丸田漁港、平島漁港、	17 小郡、水の浦、伊之浦、瀬川港（川内、畑下）、佐世保港（寄船、横瀬）、西ノ又、楠木谷、カメリダ、一本松、皆割石、啓ノ浦		
ブロック区分の根拠		崎戸島西方に位置する東シナ海に浮かぶ島（平島、江ノ島）である。	佐世保湾南岸に位置する区域であり、入り江が多い。		
海岸の現況	海岸の状況	砂浜または礫浜、岩礁、人工施設	干潟、岩礁、人工施設		
	背後地の状況	宅地、農地、道路、その他	宅地、農地、工業地、森林、道路、その他		
	波浪等による被害	越波・飛沫（丸田）	越波・飛沫（一本松、瀬川港（川内）、佐世保港（横瀬）、小郡）、海岸侵食（カメリダ、皆割石、啓ノ浦）		
	水質 海域のCODの適合状況 （平成4～13年度水質測定結果）				
環境の整備と保全	生態系	貴重な植物：特定植物群落 ：重要な植物	コナボクミキ、ハマボクミキ、キョウゲン		
		海岸林、鳥獣保護区	崎戸西部諸島鳥獣保護区		
		貴重な動物：昆虫類 ：鳥類 ：両生類・爬虫類等		トモガモ	
		海域生態系：藻場		藻場：寄船鼻、寄船東、横瀬北、土井鼻、浄土島	
		海岸景観	自然景観資源	大立島（海食崖）	針尾瀬戸（潮流・渦潮）
	景観地区指定等	西海国立公園		西海国立公園	
	総合評価		◎	◎	
	公衆の適正な利用	観光レク	観光資源		
			レクリエーション施設		△
			行祭事・イベント		
漁業		漁港の種類	平島：第一種漁港、平島（南風泊）：第一種漁港、丸田：第一種漁港	○	◎
		養殖場等の漁業施設		真珠、あこや	
港湾		港湾の種類		△	◎
		市街地の有無			
背後地	生活利用		△	△	
	教育利用				
	総評点数／総合評価	5点	△	8点	
海岸の保全に関する考え方		国立公園等の環境面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。	海岸景勝地等の環境面と、漁業施設や港湾等の利用面に配慮しながら海岸保全施設の整備を行う。		

貴重な動植物については、ながさきの希少な野生動植物-RED DATA BOOK 2001-より抽出

2. 海岸保全施設を整備しようとする区域

海岸保全施設を整備しようとする区域は、図-3.2、区域一覧は、表-3.4に示すとおりとする。

整備しようとする区域の選定にあたっては、

- ・ 現在まで海岸保全施設が整備されていない区間において、防災施設の新設が望まれる海岸
- ・ 既に海岸保全施設が整備されている海岸において、高潮や侵食等の被害が発生したり、海岸保全施設の老朽化が進行している海岸
- ・ 海岸環境の整備及び保全や海岸における公衆の適正な利用のための整備が要請されている海岸

等のうち整備の必要性・重要性を勘案して選定し、新設、改良に関する工事を施工しようとする区域とする。

3. 海岸保全施設の種類、規模及び配置

海岸保全施設の種類、規模を表-3.4に、配置を図-3.2に示す。

4. 海岸保全施設による受益の地域及びその現況

受益を受ける地域とその状況を表-3.4に示す。

5. 海岸保全施設の維持又は修繕の方法

海岸保全施設の維持又は修繕の方法については、定期的な巡視または点検を行い施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められたときは、適切な維持・修繕等の措置を講じ、施設の機能を維持する。

また、今後、急速に施設の老朽化が進行することが見込まれていることから、長寿命化計画を策定し、施設を良好な状態に保つよう、施設の維持及び修繕を計画的に実施していく。

なお、これらを実施する区間、施設の種類、規模、配置を表3.4、表3.2に示す。

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	長崎市	長崎県 (水国局)	以下宿海岸 以下宿地区 (長崎市以下宿町地先)	護岸		359m		—	—	長崎市以下 宿町の一部	道路	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				離岸堤		1基 54m	—	—	—			
2	長崎市	長崎県 (水国局)	黒浜海岸 黒浜地区 (長崎市黒浜町地先)	離岸堤		2基 156m	—	—	—	長崎市黒浜 町の一部	宅地 道路	
3	長崎市	長崎県 (水国局)	蚊焼海岸 長瀬地区 (長崎市蚊焼町地先)	護岸	○※	56m	—	56m	—	長崎市蚊焼 町の一部	宅地 道路	
4	長崎市	長崎県 (水国局)	大籠海岸 大籠地区 (長崎市大籠町地先)	護岸 (消波工)		308m		—	—	長崎市大籠 町の一部	山林	
5	長崎市	長崎県 (水国局)	香焼海岸 香焼西地区 (長崎市香焼町地先)	護岸		1,829m		—	—	長崎市香焼 町の一部	宅地 事業所 道路	
				突堤		1基 121m	—	—	—			
				離岸堤	◎	—	—	100m	3.82			
6	長崎市	長崎県 (水国局)	香焼海岸 香焼北地区 (長崎市香焼町地先)	護岸	○	315m		315m	—	長崎市香焼 町の一部	宅地 道路	
				離岸堤		2基 156m	—	—	—			
7	長崎市	長崎県 (水国局)	伊王島海岸 伊王島後地区 (長崎市伊王島町1丁目地先)	離岸堤		3基 318m	—	—	—	長崎市伊王 島町1丁目 の一部	山林	
8	長崎市	長崎県 (水国局)	仙崎海岸 仙崎地区 (長崎市伊王島町1丁目地先)	護岸		904m		—	—	長崎市伊王 島町1丁目 の一部	事業所	
9	長崎市	長崎県 (水国局)	神浦海岸 道德口福地区 (長崎市神ノ浦口福地先)	護岸		750m		—	—	長崎市神ノ浦 口福の一部	宅地 事業所 道路	
10	西海市	長崎県 (水国局)	雪浦海岸 塚堂地区 (西海市大瀬戸町雪浦小松郷地先)	護岸	○※	325	7.0-7.2	325	7.0-7.2	西海市大瀬 戸町の一部	道路	
				護岸		283	7.0-7.2					
11	西海市	長崎県 (水国局)	中浦北海岸 呼子地区 (西海市西海町中浦北郷地先)	護岸	○※	110	4.1	110	4.1	西海市西海 町の一部	農地	
12	西海市	長崎県 (水国局)	中戸海岸 中戸地区 (西海市大島町中戸地先)	護岸	○※	350	5.8-8.5	350	5.8-8.5	西海市大島 町の一部	道路 宅地	

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
13	西海市	長崎県 (水国局)	鶴崎中戸海岸 鶴崎中戸地区 (西海市崎戸町蠣浦郷地先)	護岸	◎※	250	不明	250	不明	西海市崎戸 町の一部	道路	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
14	西海市	長崎県 (水国局)	太田尾海岸 白浜高麗ノエ地区 (西海市大島町太田尾地先)	護岸	◎※	345	不明	345	不明	西海市大島 町の一部	道路	
				護岸		131	不明				宅地	
15	西海市	長崎県 (水国局)	面高海岸 太田和黑口地区 (西海市西海町黒口郷地先)	護岸	◎※	1350	1.6-6.3	1350	1.6-6.3	西海市西海 町の一部	道路 宅地	
16	西海市	長崎県 (水国局)	面高海岸 本郷地区 (西海市西海町面高郷地先)	護岸	◎※	1890	2.3-4.6	1890	2.3-4.6	西海市西海 町の一部	道路 宅地 農地	
17	西海市	長崎県 (水国局)	横瀬海岸 小郡地区 (西海市西海町水浦郷地先)	護岸	◎※	1170	2.5-3.8	1170	2.5-3.8	西海市西海 町の一部	宅地	
18	西海市	長崎県 (水国局)	横瀬海岸 水の浦地区 (西海市西海町水浦郷地先)	護岸	◎※	240	2.8	240	2.8	西海市西海 町の一部	宅地	
19	西海市	長崎県 (水国局)	伊之浦海岸 伊之浦地区 (西海市西彼町伊ノ浦郷地先)	護岸	◎※	1060	1.5-2.5	1060	1.5-2.5	西海市西彼 町の一部	宅地	
20	長崎市	長崎県 (水国局)	高島海岸 西地区 (長崎市高島町地先)	護岸	◎※	1,823m	8.3	984m	8.3	長崎市高島 町の一部	事業所 公園 道路	
				離岸堤		6基 437m	—	—	—			
21	長崎市	長崎県 (水国局)	池島海岸 池島地区 (長崎市池島町地先)	護岸		275		—	—	長崎市池島 の一部	宅地 道路	
22	西海市	長崎県 (水国局)	松島海岸 ゼゼガ浦二ノ崎地区 (西海市大瀬戸町松島外郷地先)	護岸	◎※	297m	不明	297m	不明	西海市大瀬 戸町の一部	農地	
				護岸		19m						
23	西海市	長崎県 (水国局)	江ノ島海岸 畑尻地区 (西海市崎戸町江島地先)	護岸		16m	不明			西海市崎戸 町の一部	山林	
				突堤		100m						
24	西海市	長崎県 (水国局)	江ノ島海岸 西の平地区 (西海市崎戸町江島地先)	護岸		34m	不明			西海市崎戸 町の一部	山林	
25	西海市	長崎県 (水国局)	平島海岸 黒南風地区 (西海市崎戸町平島地先)	護岸		69m	不明			西海市崎戸 町の一部	山林	
26	長崎市	長崎県 (水国局)	端島海岸 端島地区 (長崎市高島町端島地先)	護岸	○	560m	—	560m	—	長崎市高島 町の一部	史跡	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		
1	長崎市	長崎県 (港湾局)	古里港海岸 古里地区 (長崎市高浜町地先)	護岸		524m	+6.5m	—	—	長崎市高浜町の一部	宅地 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 	
				突堤	○	1基 140m	—	1式	+5.5m				—
				潜堤		2基 346m	—	—	—				—
				養浜		481m 22,800m ²	—	—	—				—
2	長崎市	長崎県 (港湾局)	長崎港海岸 香焼地区 (長崎市香焼町地先)	護岸	○※	1,117m	+4.9m～ +6.3m	1,117m	+4.9m～ +6.3m	長崎市香焼町の一部	宅地 道路		
				離岸堤		3基 235m	—	—	—				—
3	長崎市	長崎県 (港湾局)	伊王島港海岸 伊王島地区 (長崎市伊王島町1丁目地先)	護岸	○	1,116m	+3.5m～ +6.5m	1,116m	+3.5m～ +6.5m	長崎市伊王島町1丁目の一部	農地 道路 宅地		
4	長崎市	長崎県 (港湾局)	長崎港海岸 小ヶ倉・毛井首地区 (長崎市土井首地先)	護岸	○	328m	+3.6m～ +5.5m	328m	+5.3m	長崎市土井首町の一部	宅地 事業所 道路		
				護岸	◎			772m	+5.3m				
5	長崎市	長崎県 (港湾局)	長崎港海岸 小瀬戸地区 (長崎市小瀬戸町地先)	護岸		641m	+3.5m～ +8.5m	—	—	長崎市小瀬戸町の一部	宅地 道路		
6	長崎市	長崎県 (港湾局)	長崎港海岸 神ノ島地区 (長崎市神ノ島町地先)	護岸	○	2315m	+4.3m～ +8.5m	2,315m	+4.3m～ +8.5m	長崎市神ノ島町の一部	宅地 道路		
				突堤		1基 140m	—	—	—				—
				海浜		56m	—	—	—				—
7	長崎市	長崎県 (港湾局)	長崎港海岸 小江地区 (長崎市小江町地先)	護岸	○※	2775m	+4.0m～ +9.4m	2775m	+4.0m～ +9.4m	長崎市小江町の一部	宅地 公園 道路 事業所		
8	長崎市	長崎県 (港湾局)	神ノ浦港海岸 神ノ浦地区 (長崎市神ノ浦江川町地先)	護岸	○※	537m		537m	—	長崎市神ノ浦江川町の一部	宅地 道路		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
9	西海市	長崎県 (港湾局)	瀬戸港海岸 雪ノ浦地区 (西海市大瀬戸町雪浦下郷地先)	護岸	◎※	874	不明	874	不明	西海市大瀬戸町の一部	宅地 森林	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
10	西海市	長崎県 (港湾局)	瀬戸港海岸 浜地区 (西海市大瀬戸町瀬戸東浜郷地先)	護岸		276	5.2-7.0			西海市大瀬戸町の一部	宅地 道路	
				離岸堤		600	3.6			西海市大瀬戸町の一部		
11	西海市	長崎県 (港湾局)	瀬戸港海岸 福島地区 (西海市大瀬戸町瀬戸福島郷地先)	護岸	◎※	417.2	2.4	417.2	2.4	西海市大瀬戸町の一部	宅地	
				護岸		69	不明			西海市大瀬戸町の一部		
				物揚場		219	2.3			西海市大瀬戸町の一部		
12	西海市	長崎県 (港湾局)	瀬戸港海岸 樫ノ浦地区 (西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷地先)	護岸	◎※	850.6	2.4-6.1	850.6	2.4-6.1	西海市大瀬戸町の一部	宅地 市街地 道路	
13	西海市	長崎県 (港湾局)	大瀬戸柳港海岸 柳地区 (西海市大瀬戸町多以良外郷地先)	護岸	◎※	475	3.4	475	3.4	西海市大瀬戸町の一部	宅地 道路	
14	西海市	長崎県 (港湾局)	七ツ釜港海岸 久保里地区 (西海市西海町七釜郷地先)	護岸	○	606	2.0	606	2.4	西海市西海町の一部	宅地 市街地 道路	
15	西海市	長崎県 (港湾局)	七ツ釜港海岸 鳥崎地区 (西海市西海町七釜郷地先)	護岸	◎※	1478.5	2.9	1478.5	2.9	西海市西海町の一部	宅地 道路	
16	西海市	長崎県 (港湾局)	七ツ釜港海岸 伊佐ノ浦地区 (西海市西海町中浦南郷地先)	護岸		0				西海市西海町の一部	宅地 農地	
17	西海市	長崎県 (港湾局)	七ツ釜港海岸 中浦地区 (西海市西海町中浦北郷地先)	護岸	◎※	165	2.7-6.0	165	2.7-6.0	西海市西海町の一部	宅地 道路 農地	
				護岸		154	6			西海市西海町の一部		
18	西海市	長崎県 (港湾局)	肥前大島港海岸 寺島地区 (西海市大島町寺島地先)	護岸	◎※	558	2.9	558	2.9	西海市大島町の一部	宅地	
				護岸		200	2.9			西海市大島町の一部		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
19	西海市	長崎県 (港湾局)	肥前大島港海岸 莓島地区 (西海市大島町間瀬地先)	護岸	◎※	1097	3.3-4.9	1097	3.3-4.9	西海市大島町の一部	宅地 市街地 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸		156	2.8			西海市大島町の一部		
				離岸堤	◎	—	—	75	4.3	西海市大島町の一部		
20	西海市	長崎県 (港湾局)	肥前大島港海岸 徳万地区 (西海市大島町徳万地先)	護岸	◎※	1022	2.8-6.4	1022	2.8-6.4	西海市大島町の一部	宅地 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				離岸堤		70	3.4			西海市大島町の一部		
				突堤		230	3.4-3.9			西海市大島町の一部		
				海浜		186				西海市大島町の一部		
21	西海市	長崎県 (港湾局)	肥前大島港海岸 蛤地区 (西海市大島町蛤地先)	護岸	◎※	307	3.7-4.9	307	3.7-4.9	西海市大島町の一部	宅地	<ul style="list-style-type: none"> ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸		59	2.7			西海市大島町の一部		
				堤防	◎※	96	4.4	96	4.4	西海市大島町の一部		
				堤防		23.8	4			西海市大島町の一部		
				樋門	○	1基				西海市大島町の一部		
22	西海市	長崎県 (港湾局)	崎戸港海岸 本郷地区 (西海市崎戸町本郷地先)	護岸	◎※	345	3.4	345	3.4	西海市崎戸町の一部	宅地 道路	
				護岸		167	5.5			西海市崎戸町の一部		
23	西海市	長崎県 (港湾局)	崎戸港海岸 御床島地区 (西海市崎戸町本郷地先)	護岸	◎※	690.5	4.4	690.5	4.4	西海市崎戸町の一部	宅地 道路	
				護岸		8.5	不明			西海市崎戸町の一部		
24	西海市	長崎県 (港湾局)	崎戸港海岸 浄心地区 (西海市崎戸町本郷地先)	護岸	◎※	401	不明	401	不明	西海市崎戸町の一部	宅地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
25	西海市	長崎県 (港湾局)	崎戸港海岸 丸田地区 (西海市崎戸町蠣浦郷地先)	護岸	○※	1007	2.4-2.9	1007	2.4-2.9	西海市崎戸町の一部	宅地 市街地 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸		351	不明			西海市崎戸町の一部		
				離岸堤		200	3.9-4.8			西海市崎戸町の一部		
				突堤		134	4.6			西海市崎戸町の一部		
				潜堤		82	-8.3			西海市崎戸町の一部		
				海浜		130				西海市崎戸町の一部		
				広場						西海市崎戸町の一部		
26	西海市	長崎県 (港湾局)	太田和港海岸 太田和地区 (西海市西海町太田和郷地先)	護岸	○※	475	1.8-2.4	475	1.8-2.4	西海市西海町の一部	道路 宅地	
27	西海市	長崎県 (港湾局)	面高港海岸 宮ノ浦地区 (西海市西海町天久保郷地先)	護岸	○※	320	2.9	320	2.9	西海市西海町の一部	宅地 農地	
28	西海市	長崎県 (港湾局)	面高港海岸 天久保地区 (西海市西海町天久保郷地先)	護岸	○※	378	2.6-2.7	378	2.6-2.7	西海市西海町の一部	宅地 農地	
				護岸		225	3.5			西海市西海町の一部		
29	西海市	長崎県 (港湾局)	面高港海岸 面高地区 (西海市西海町面高郷地先)	護岸	○※	923.2	2.7-6.1	923.2	2.7-6.1	西海市西海町の一部	宅地 市街地 道路	
				護岸		278.6	2.5-2.9			西海市西海町の一部		
30	佐世保市	佐世保市 (港湾局)	佐世保港海岸 寄船地区 (下ウグメ地先) (旗杭地先) (寄船地先)	護岸	○※	884m	3.5~4.0	884m	4.0	西海市西海町の一部	宅地 道路	
				護岸		417m	2.3~4.0	—	—	西海市西海町の一部		
				陸閘		5基	—	—	—	—		

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名・地区海岸名 (地先)	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
						延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
31	佐世保市	佐世保市 (港湾局)	佐世保港海岸 横瀬地区 (横瀬地先)	護岸	◎※	1,917m	2.3~3.3	1,917m	4.0	西海市西海町の一部	宅地 道路 工業地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤+M66:M82防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
				突堤	◎※	1基 11m	—	1基 11m	—	—		
				陸閘	◎※	5基	—	5基	—	—		
				護岸		779m	1.8~4.2	—	—	西海市西海町の一部		
				突堤		1基 5m	—	—	—	—		
				陸閘		3基	—	—	—	—		
				水門		2基	—	—	—	—		
32	西海市	長崎県 (港湾局)	瀬川港海岸 畑下地区 (西海市西海町丹納郷地先)	護岸	◎※	1244	3.4	1244	3.4	西海市西海町の一部	宅地 道路	
				護岸		308	2.7~3.4	—	—	西海市西海町の一部		
33	西海市	長崎県 (港湾局)	瀬川港海岸 川内地区 (西海市西海町川内郷地先)	護岸	◎※	751.5	3.4	751.5	3.4	西海市西海町の一部	宅地 道路	
				護岸		306	不明	—	—	西海市西海町の一部		
34	長崎市	長崎県 (港湾局)	高島港海岸 高島地区 (長崎市高島町地先)	護岸		1018m	+7.5m~ +8.0m	—	—	長崎市高島町の一部	宅地 公園 道路	
35	長崎市	長崎県 (港湾局)	池島港海岸 池島地区 (長崎市池島町地先)	護岸	○	1,223m	+5.4m~	1,223m	+5.4m~	長崎市池島町の一部	宅地 農地 道路	
36	西海市	長崎県 (港湾局)	松島港海岸 釜ノ浦地区 (西海市大瀬戸町松島内郷地先)	護岸	◎※	483	不明	483	不明	西海市大瀬戸町の一部	宅地 農地	
37	西海市	長崎県 (港湾局)	松島港海岸 西泊地区 (西海市大瀬戸町松島外郷地先)	護岸	◎※	64	不明	64	不明	西海市大瀬戸町の一部	宅地	
				護岸		190	4.4	—	—	西海市大瀬戸町の一部		
38	長崎市	長崎県 (港湾局)	長崎港海岸 福田地区 (長崎市福田本町地先)	護岸	◎※	429m	+8.5	429m	+8.5	長崎市福田本町の一部	公園 事業所	
39	長崎市	長崎県 (港湾局)	高島港海岸 端島地区 (長崎市高島町端島地先)	護岸	○	590m	—	590m	—	長崎市高島町の一部	史跡	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	長崎市	長崎県 (農村振興局)	野母崎海岸 高浜地区 (長崎市高浜町字町田189～174-1)	護岸		111m	—	—	—	長崎市高浜町の一部	農地	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
2	長崎市	長崎県 (農村振興局)	三和海岸 蚊焼地区 (長崎市蚊焼町字上岳路4345-2～字投場5057-2)	護岸		640m	—	—	—	長崎市蚊焼町の一部	農地	
3	長崎市	長崎県 (農村振興局)	三和海岸 蚊焼地区 (長崎市蚊焼町字鯨浜3414～字西百合崎4208)	護岸		220m	—	—	—	長崎市蚊焼町一部	農地	
4	長崎市	長崎県 (農村振興局)	伊王島海岸 沖ノ島地区 (長崎市伊王島町2丁目字銭瓶1700-2～字船井1434-口)	護岸		1226m	—	—	—	長崎市伊王島町2丁目の一部	農地	
5	長崎市	長崎県 (農村振興局)	伊王島海岸 沖ノ島地区 (長崎市伊王島町2丁目字銭瓶1694-2～1700)	護岸		51m	—	—	—	長崎市伊王島町2丁目の一部	農地	
6	長崎市	長崎県 (農村振興局)	伊王島海岸 伊王島地区 (長崎市伊王島町1丁目字横山1332-2～字真鼻甲3267)	護岸		1415m	—	—	—	長崎市伊王島町1丁目の一部	農地	
				突堤		4基 267m	—	—	—	長崎市伊王島町1丁目の一部	農地	
				砂留工		153m	—	—	—	長崎市伊王島町1丁目の一部	農地	
7	長崎市	長崎県 (農村振興局)	外海海岸 大野地区 (長崎市上大野町字梶原2096-1～黒崎出津郷字小浜3018)	護岸		1089m	—	—	—	長崎市上大野町の一部	農地	
8	西海市	長崎県 (農村振興局)	大瀬戸海岸 多以良地区 (西海市大瀬戸町多以良郷字高帆浦2134～2203)	護岸		168m	—	—	—	西海市大瀬戸町の一部	農地	
9	西海市	長崎県 (農村振興局)	大瀬戸海岸 多以良地区 (西海市大瀬戸町多以良郷字水尻2300～字小島元2368-1)	護岸		105m	—	—	—	西海市大瀬戸町の一部	農地	
10	西海市	長崎県 (農村振興局)	西海海岸 中浦北郷地区 (西海市西海町中浦北郷字上呼子1736-2～字下呼子1696)	護岸		280m	—	—	—	西海市西海町の一部	農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
11	西海市	長崎県 (農村振興局)	大島海岸 塩田郷地区 (西海市大島町塩田郷太田尾向6325-29～ 塩田郷6528)	護岸		941m	—	—	—	西海市大島 町の一部	農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状 について、定期的に点検・評 価を実施し、変状の発生位 置や劣化の進行段階に応じ て長寿命化を図るなど、適切 な維持・修繕に努め、施設の 機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗 掘や堤体ブロックの移動・散 乱・沈下等について、定期的 に点検・評価を実施し、必要 に応じてブロックの補充等に よる適切な維持・修繕に努 め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設 備の経年変化や劣化、損傷 を調査するとともに、必要に 応じて長寿命化を図るなど、 適切な維持・修繕に努め、施 設の機能を確保する。</p>
12	西海市	長崎県 (農村振興局)	大島海岸 大島黒瀬地区 (西海市大島町大島郷字大バエ9490～黒 瀬郷字柿田崎79)	護岸		1521m	—	—	—	西海市大島 町の一部	農地	
13	西海市	長崎県 (農村振興局)	大島海岸 黒瀬郷地区 (西海市大島町黒瀬郷字中の島41～71)	護岸		172m	—	—	—	西海市大島 町の一部	農地	
14	西海市	長崎県 (農村振興局)	西海海岸 面高地区 (西海市西海町天久保郷字オケ次郎2161 ～字高山2218)	護岸		110m	—	—	—	西海市西海 町の一部	農地	
				突堤		20m	—	—	—	西海市西海 町の一部	農地	
15	西海市	長崎県 (農村振興局)	西海海岸 面高地区 (西海市西海町面高郷字後口地下1223～ 1235)	護岸		302m	—	—	—	西海市西海 町の一部	農地	
16	西海市	長崎県 (農村振興局)	西海海岸 横瀬地区 (西海市西海町横瀬本郷字鯉川原1857- 1～1854)	護岸		230m	—	—	—	西海市西海 町の一部	農地	
17	西海市	長崎県 (農村振興局)	西海海岸 横瀬地区 (西海市西海町横瀬郷字楠木谷1669-ハ～ 1647-イ)	護岸		325m	—	—	—	西海市西海 町の一部	農地	
18	西海市	長崎県 (農村振興局)	西海海岸 水ノ浦地区 (西海市西海町水ノ浦郷字下巢喰2074～ 字下巢喰2073-2)	護岸		80m	—	—	—	西海市西海 町の一部	農地	
19	西海市	長崎県 (農村振興局)	西海海岸 水ノ浦地区 (西海市西海町水ノ浦郷字一本松1102-3 ～1181)	護岸		589m	—	—	—	西海市西海 町の一部	農地	
20	西海市	長崎県 (農村振興局)	大串海岸 小迎地区 (西海市西彼町小迎郷字東風崎1298-イ～ 八木原郷折口881-1)	護岸		2140m	—	—	—	西海市西彼 町の一部	農地	
				樋門		1門	—	—	—	—	—	
21	西海市	長崎県 (農村振興局)	大串海岸 小迎地区 (西海市西彼町伊の浦郷字柚木645-又～ 小迎郷字東南風崎1295-イ)	護岸		1388m	—	—	—	西海市西彼 町の一部	農地	
22	西海市	長崎県 (農村振興局)	崎戸海岸 平島地区 (西海市崎戸町平島南川原321～矢坪 336)	護岸		200m	—	—	—	西海市崎戸 町の一部	農地	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

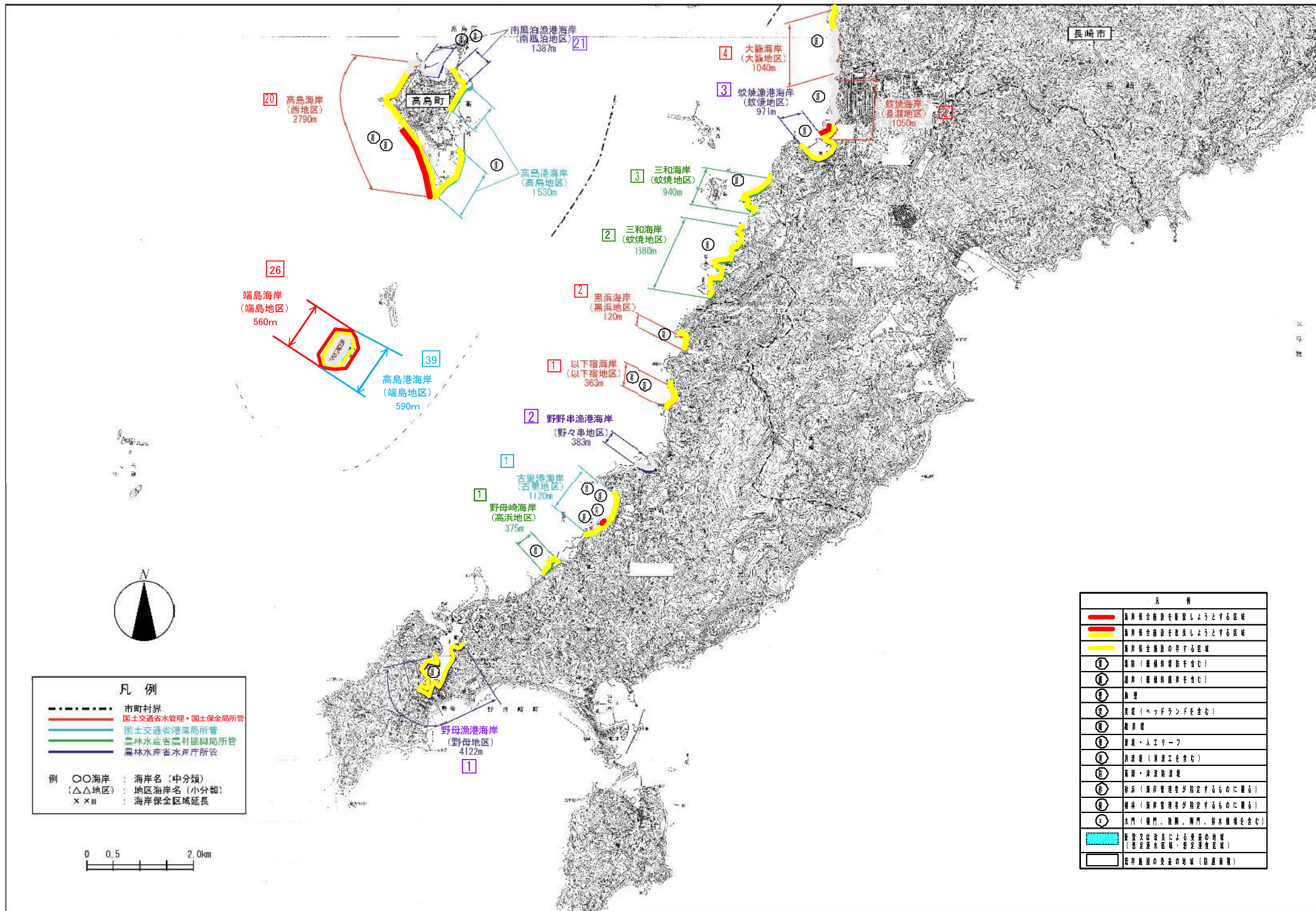
区域 番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
1	長崎市	長崎県 (水産庁)	野母漁港海岸 野母地区 (長崎市野母町地先)	護岸		3,120m	2.70	—	—	長崎市 野母町の一部	住宅地 道路	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
2	長崎市	長崎市 (水産庁)	野野串漁港海岸 野野串地区 (長崎市以下宿町地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
3	長崎市	長崎市 (水産庁)	蚊焼漁港海岸 蚊焼地区 (長崎市蚊焼町地先)	護岸		794m	4.8~6.5	—	—	長崎市蚊焼町の一部	宅地	
4	長崎市	長崎市 (水産庁)	深堀漁港海岸 深堀地区 (長崎市深堀6丁目地先)	護岸		1234m	4.0~6.5	—	—	長崎市深堀6丁目の一部	宅地	
5	長崎市	長崎市 (水産庁)	沖の島漁港海岸 沖ノ島地区 (長崎市伊王島町2丁目地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
6	長崎市	長崎市 (水産庁)	福田漁港海岸 福田地区 (長崎市福田本町地先)	護岸		1424m	4.3~6.7	—	—	長崎市福田本町の一部	宅地	
7	長崎市	長崎市 (水産庁)	手熊漁港海岸 白浜地区 (長崎市柿泊町地先)	護岸		893m	5.5~8.0	—	—	長崎市柿泊町の一部	宅地 森林	
				離岸堤		200m	4.5	—	—	長崎市柿泊町の一部	宅地 森林	
8	長崎市	長崎市 (水産庁)	手熊漁港海岸 手熊地区 (長崎町手熊町地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
9	長崎市	長崎県 (水産庁)	式見漁港海岸 式見地区	護岸		563m	3.10	—	—	長崎市式見町の一部	住宅地 道路	
10	長崎市	長崎市 (水産庁)	相川漁港海岸 相川地区 (長崎市相川町地先)	護岸		171m	5.8~6.9	—	—	長崎市相川町の一部	宅地	
11	長崎市	長崎県 (水産庁)	長崎漁港海岸 三重地区 (長崎市多以良町地先)	護岸		252.6m	4.00	—	—	長崎市多以良町の一部	住宅地 道路	
12	長崎市	長崎市 (水産庁)	黒崎漁港海岸 黒崎地区 (長崎市下黒崎町地先)	護岸		290m	9	—	—	長崎市永田町の一部	宅地	
13	長崎市	長崎市 (水産庁)	出津漁港海岸 出津地区 (長崎市西出津町地先)	護岸		513m	5.0~9.0	—	—	長崎市西出津町の一部	宅地	
14	西海市	西海市 (水産庁)	塚堂漁港海岸 雪浦地区 (西海市大瀬戸町小松地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

表—3.4

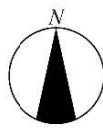
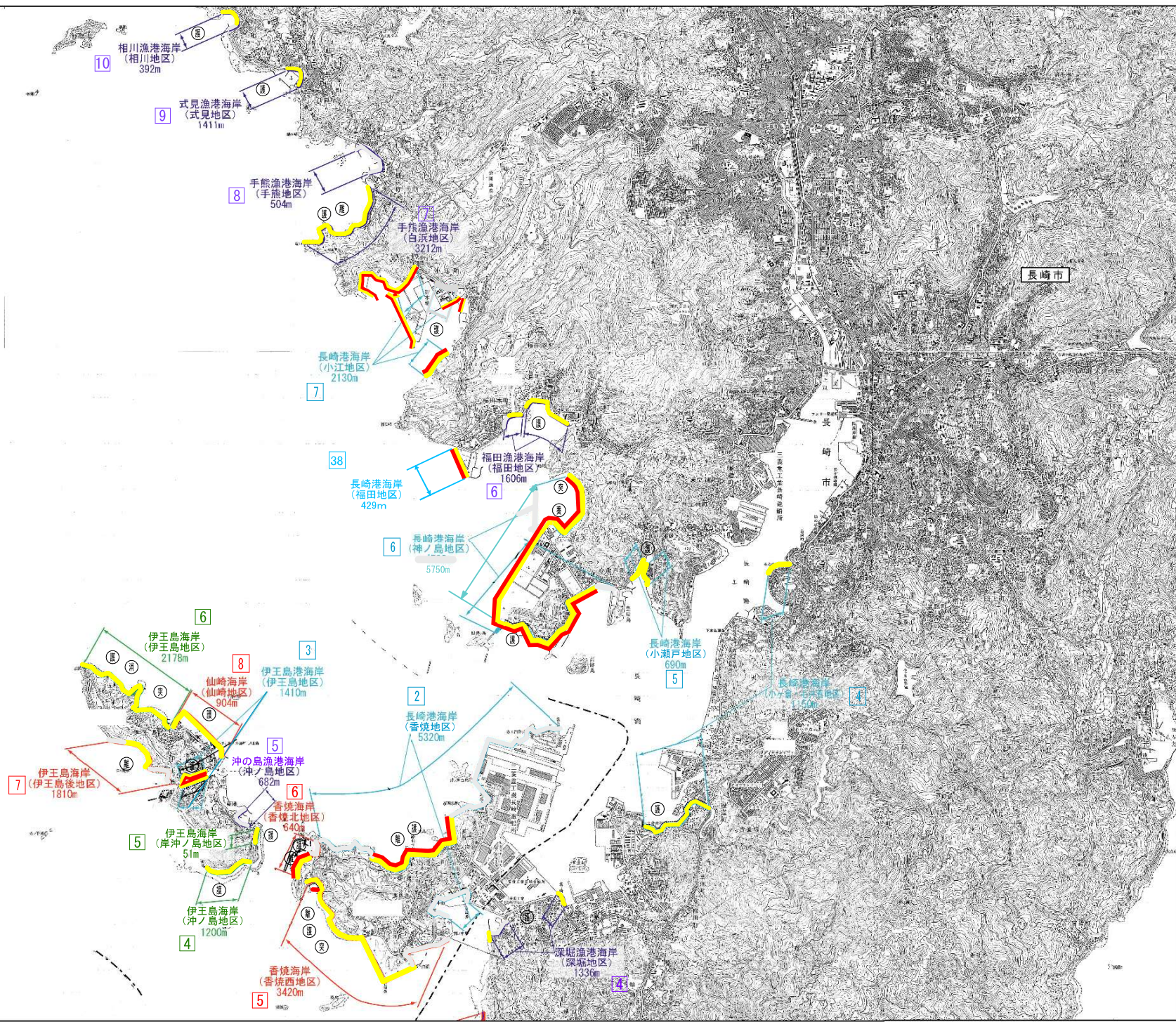
区域番号	市町村名	海岸管理者 (所管)	区域	種類	新設 「◎」 改良 「○」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法
			海岸名・地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況	
15	西海市	西海市 (水産庁)	江切漁港海岸 江切、平倉、三年ヶ浦、出口地区 (西海市大瀬戸町江切、平倉、三年ヶ浦、出口地先)	護岸		520m	1	—	—	西海市大瀬戸町平倉の一部	宅地 道路 農地	<p>・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p>
16	西海市	西海市 (水産庁)	中戸漁港海岸 中戸地区 (西海市大島町中戸地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
17	西海市	西海市 (水産庁)	太中戸漁港海岸 太中戸地区 (西海市大島町中戸、太田尾地先)	護岸		700.6m	5.2~7.5	—	—	西海市大島町中戸、太田尾の一部	宅地 道路 農地	
18	西海市	西海市 (水産庁)	塩田漁港海岸 塩田地区 (西海市大島町塩田地先)	護岸		258.5m	5~6	—	—	西海市大島町塩田の一部	宅地 農地 道路	
19	西海市	西海市 (水産庁)	大島漁港海岸 大島地区 (西海市大島町大島地先)	護岸		390m	5.1	—	—	西海市大島町大島の一部	道路	
20	西海市	西海市 (水産庁)	黒瀬漁港海岸 黒瀬地区 (西海市大島町黒瀬地先)	護岸		1014.5m	3.67~5.5	—	—	西海市大島町黒瀬の一部	宅地 農地 道路	
				離岸堤		80m	5.35	—	—	西海市大島町黒瀬の一部	宅地 道路	
21	長崎市	長崎市 (水産庁)	南風泊漁港海岸 南風泊地区 (長崎市高島町地先)	護岸		332m	4.8~6.5	—	—	長崎市高島町の一部	宅地	
				離岸堤		110m	6	—	—	長崎市高島町の一部	宅地	
				—	—	—	—	—	—	—	—	
22	西海市	西海市 (水産庁)	丸田漁港海岸 丸田地区 (西海市崎戸町江島地先)	護岸		250m	3	—	—	西海市崎戸町江島の一部	宅地 農地 道路	
23	西海市	西海市 (水産庁)	丸田漁港海岸 西ノ浦地区 (西海市崎戸町江島地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
24	西海市	西海市 (水産庁)	平島漁港海岸 南風泊地区 (西海市崎戸町平島地先)	—	—	—	—	—	—	—	—	
25	西海市	西海市 (水産庁)	平島漁港海岸 丸尾地区 (西海市崎戸町平島地先)	護岸		85m	5.3	—	—	西海市崎戸町平島の一部	宅地 農地 道路	

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設



図—3.2 海岸保全区域の指定状況（西彼杵沿岸）（1）

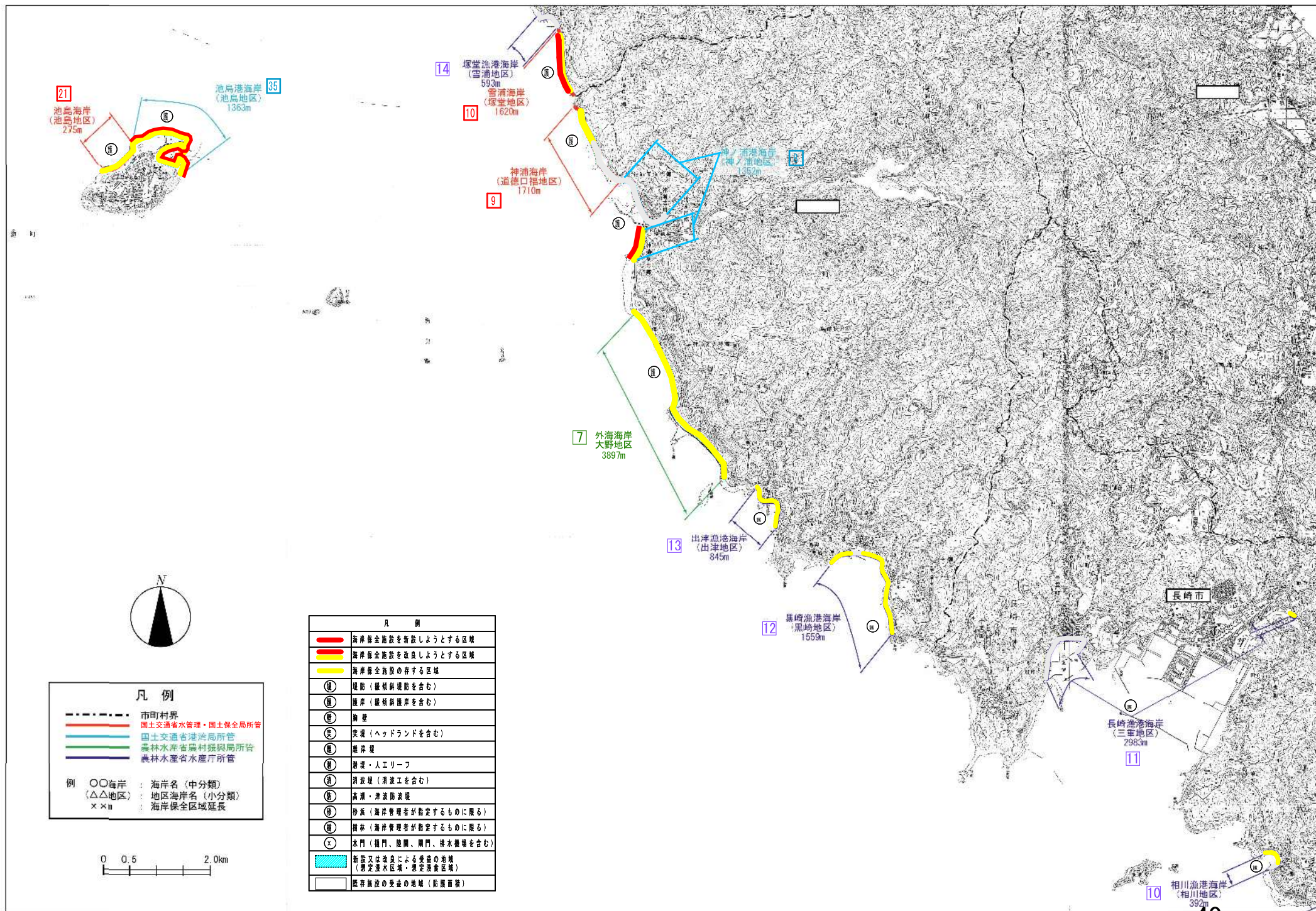
凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩衝斜堤を含む）
	護岸（緩衝斜護岸を含む）
	防壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	高瀬・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（堰門、緩開、開門、排水設備を含む）
	新設又は改良による受益の地域 （想定浸水区域・想定浸食区域）
	既存施設の受益の地域（防護面積）



凡 例	
	市町村界
	国土交通省水管理・国土保全局所管
	国土交通省港湾局所管
	農林水産省農村振興局所管
	農林水産省水産庁所管
例 ○○海岸：海岸名（中分類）	
△△地区：地区海岸名（小分類）	
××m：海岸保全区域延長	



図—3.2 海岸保全区域の指定状況（西彼杵沿岸）（2）



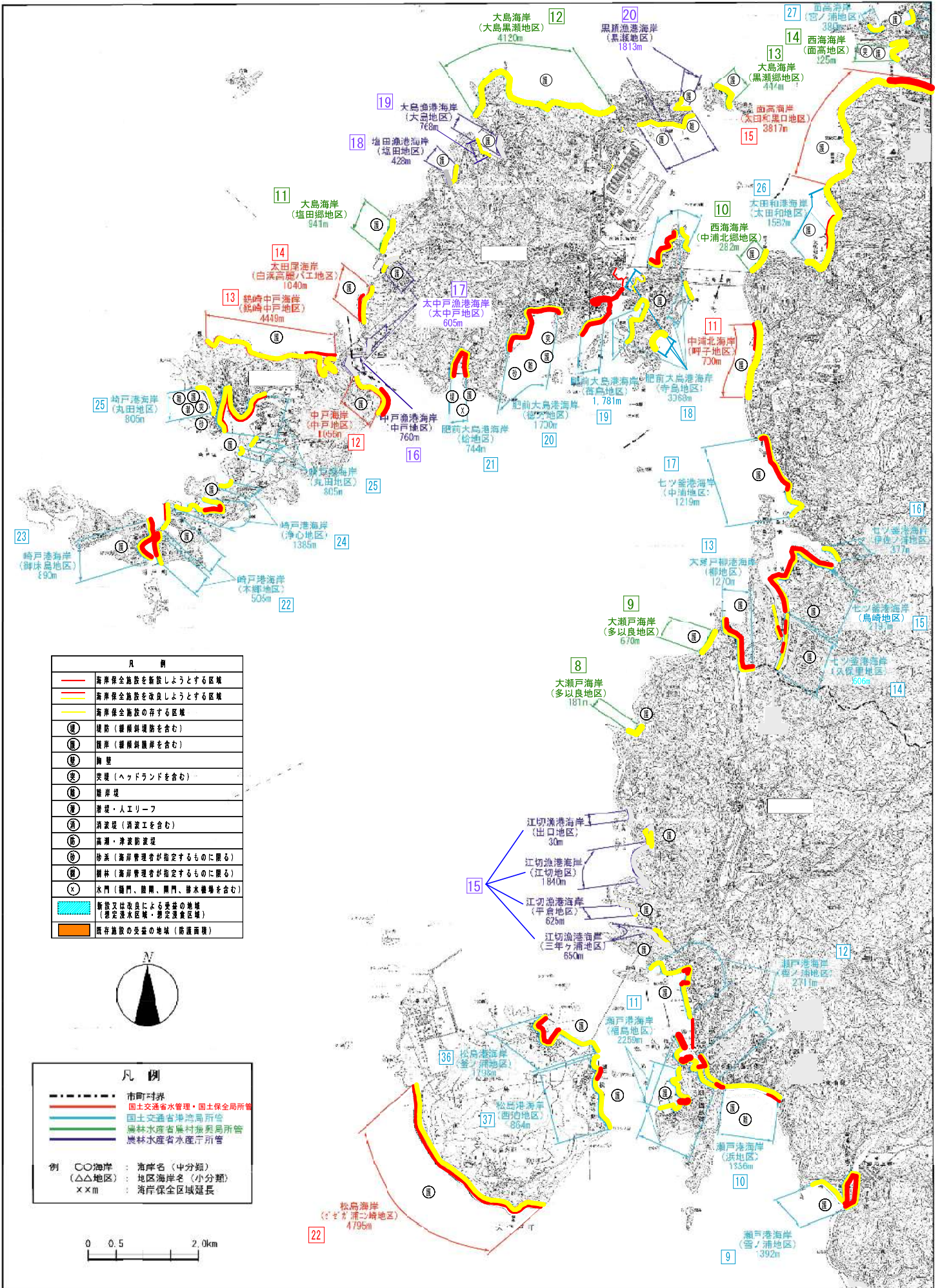
凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	崩壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	築岸堤
	潮堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防護堤
	砂浜（海洋管理者が指定するものに限る）
	樹林（海洋管理者が指定するものに限る）
	水門（横門、龍門、開門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域（想定浸水区域・想定浸食区域）
	既存施設の受益の地域（防護面積）

凡 例	
	市町村界
	国土交通省水管理・国土保全局所管
	国土交通省港湾局所管
	農林水産省農村振興局所管
	農林水産省水産庁所管

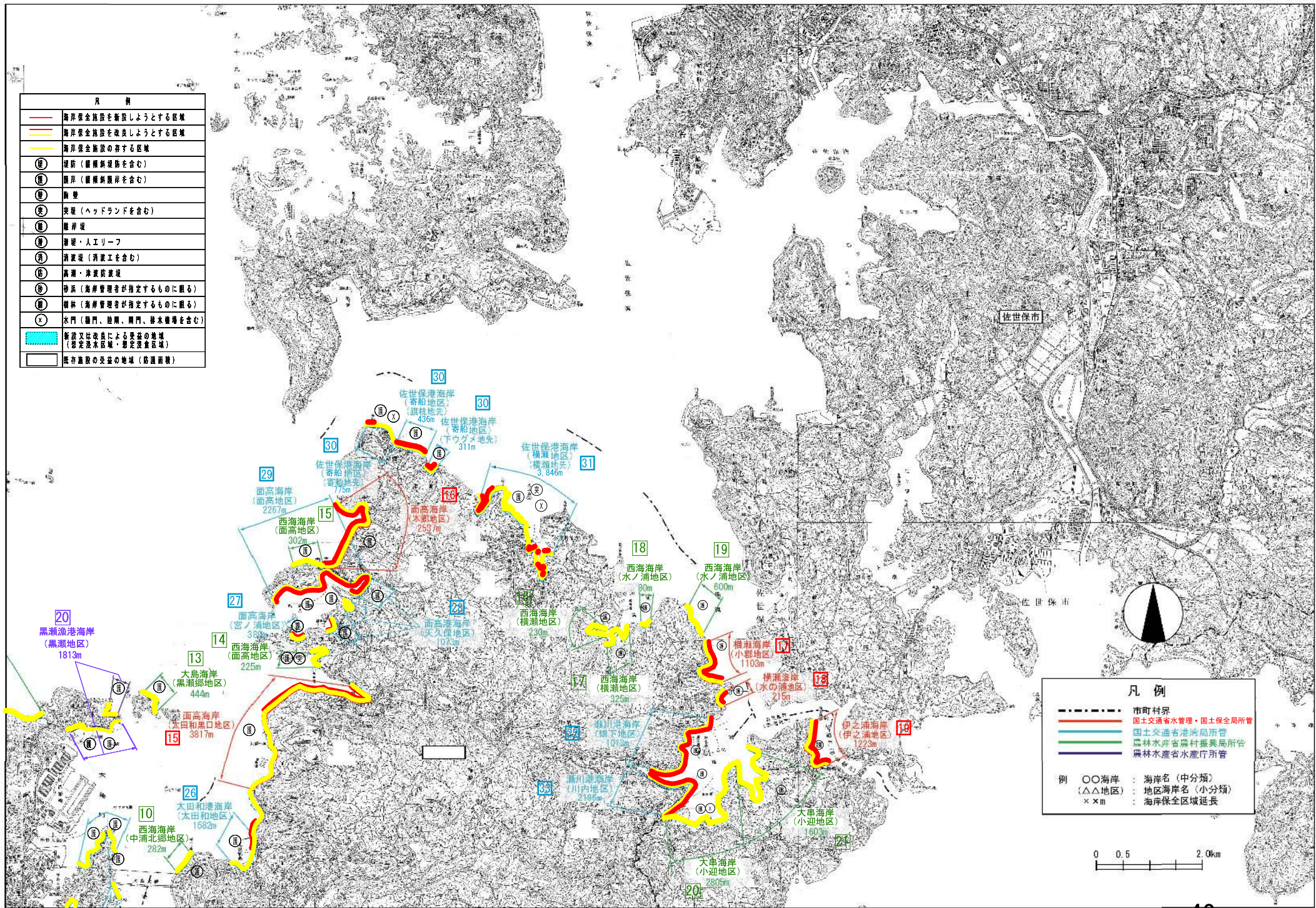
例 ○○海岸 : 海岸名（中分類）
 △△地区 : 地区海岸名（小分類）
 ××m : 海岸保全区域延長



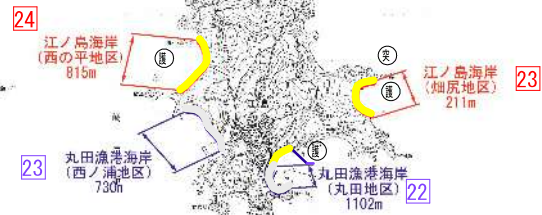
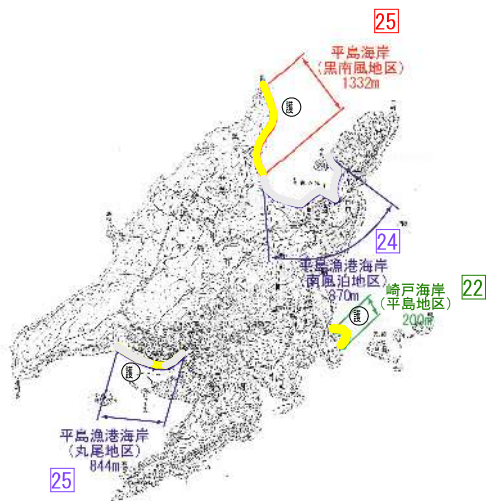
図—3.2 海岸保全区域の指定状況（西彼村沿岸）（3）



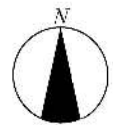
図—3.2 海岸保全区域の指定状況 (西彼杵沿岸) (4)



図—3.2 海岸保全区域の指定状況 (西彼杵沿岸) (5)



凡 例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防（緩衝斜堤防を含む）
	護岸（緩衝斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	渚堤・人工リーフ
	消波堤（消波工を含む）
	高潮・津波防波堤
	砂浜（海岸管理者が指定するものに限る）
	樹林（海岸管理者が指定するものに限る）
	水門（衝門、陸門、開門、排水機場を含む）
	新設又は改良による受益の地域 （指定浸水区域・指定浸食区域）
	既存施設の受益の地域（防護面積）



凡 例	
	市町村界
	国土交通省水管理・国土保全局所管
	国土交通省港湾局所管
	農林水産省農村振興局所管
	農林水産省水産庁所管
○	海岸名（中分類）
△	地区海岸名（小分類）
× × m	海岸保全区域延長



図—3.2 海岸保全区域の指定状況（西彼杵沿岸）（6）

第IV章 海岸保全に関するその他の重要事項

1. 関連計画との整合性の確保

国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、地域計画など関連する計画との整合性を確保する。

西彼杵沿岸は総延長 407km、隣接する関係市町は 2 市に及び、本計画策定区域に係る「国土の利用、開発、保全」、「環境保全」、「地域開発」等に関する様々な法律・計画が策定されている。

本海岸保全計画は、下記の法律・計画との整合性を図るものとした。

イ. 関連する諸法

- ・ 海岸整備に関連する諸法

海岸法、港湾法、漁港漁場整備法、森林法、道路法、公有水面埋立法、河川法、砂防法、社会資本整備重点化法等

- ・ 環境保全に関する諸法

自然公園法、自然環境保全法、鳥獣保護および狩猟に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律、文化財保護法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、環境基本法、水質汚濁防止法等

ロ. 関連する諸計画

- ・ 社会資本の長期計画（社会資本整備重点計画、漁港漁場整備長期計画、港湾計画、河川整備計画）
- ・ 防災計画
- ・ 地域計画（長崎県総合計画、関連市町総合計画等）
- ・ 長崎県環境基本計画、市町環境基本計画

2. 関係行政機関との連携調整

本海岸保全基本計画策定ならびに海岸保全の促進に際しては、海岸管理者を含む下記の行政機関との連携と調整を図る。

イ. 沿岸に隣接する市町（長崎市、西海市）

ロ. 長崎県（水産部漁港漁場課、農林部農村整備課、土木部港湾課・河川課等）

3. 地域住民の参画と情報公開

計画の策定段階で必要に応じて開催される公聴会などだけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。

また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示すなど、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関

する情報を広く公開する。

イ. 地域住民の意向を計画へ反映させる施策

- ・ 対象市町村の住民、行政担当者のアンケート調査
- ・ 公聴会の実施 等

ロ. 情報公開

- ・ ホームページの開設
- ・ パンフレットの配布 等

ハ. 行政と地域住民やNPOとの連携を図るシステムづくりの推進

4. 調査研究の推進

沿岸域は貴重な生物の生息する環境を保全・創出するために、海岸管理者、研究者などによる地形、気象、海象、生物、海岸での活動など、基礎的な情報を学術的、体系的に収集・整理すると共にその成果を広く提供し、今後の施策形成や技術開発に役立てるものとする。

5. 計画の見直し

本計画策定後において、地域の状況変化や社会経済情勢の変化に応じ、計画の基本的事項及び海岸保全施設の整備内容について、適宜見直しを行うものとする。